

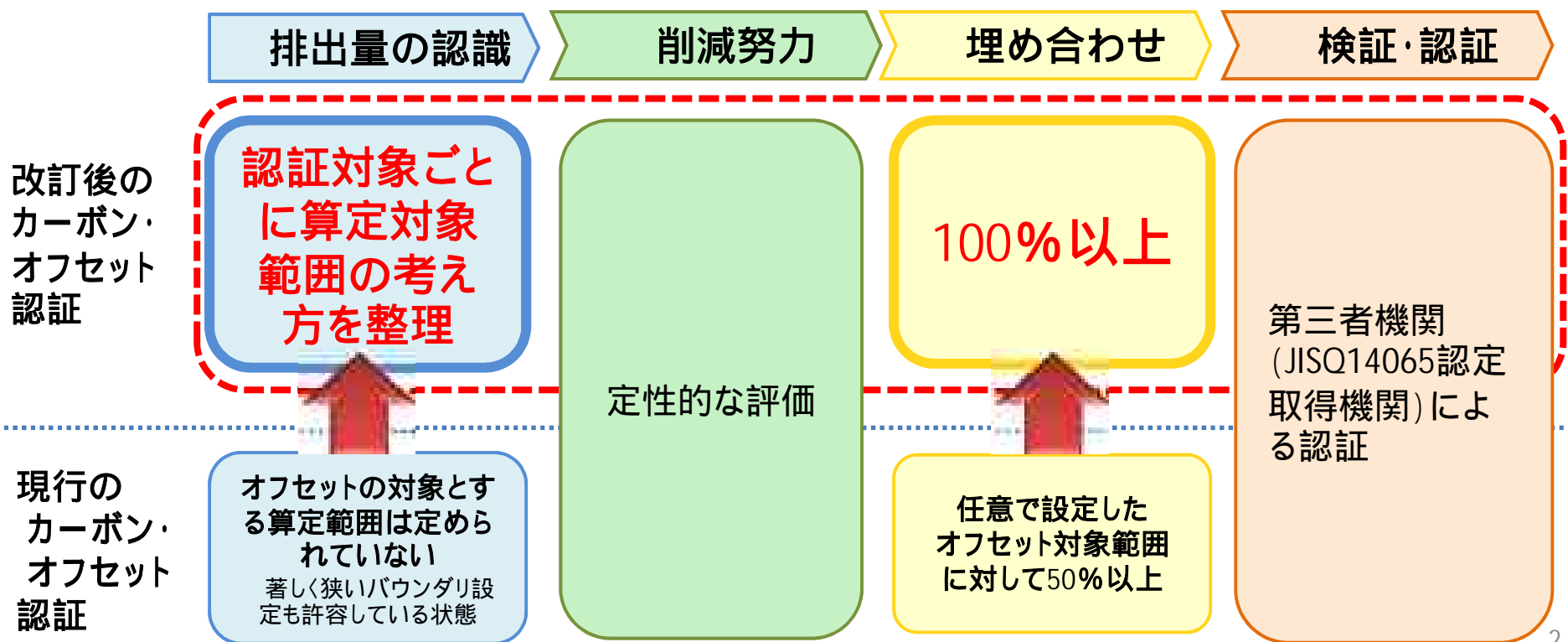
カーボン・オフセット第三者認証基準改訂 の概要

平成25年10月10日
カーボン・オフセット第三者認証基準Ver.2.0
パブリックコメント用参考資料

算定方法及びオフセット比率の改訂について

✓カーボン・ニュートラルとカーボン・オフセットのルール共通化を見据え、小委員会において整理された「カーボン・ニュートラル認証の考え方」を基に、算定方法を整理しておく必要があると考えられる。

✓グリーン購入プレミアム基準の考え方が整理された中、カーボン・オフセット認証において最低限必要な事項を明確にすべきという声があがっている。



算定方法及びオフセット比率の改訂について(概要)

✓本改訂後のカーボン・オフセット認証は以下のような整理となる。

排出量の認識

削減努力

埋め合わせ

検証・認証

認証対象ごとに
算定対象範囲の
考え方を整理

定性的な評価

100%以上

第三者機関
(JISQ14065認定取得
機関)による認証

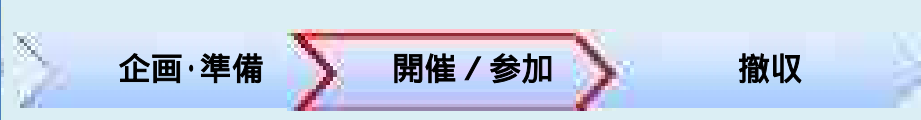
-1型商品

推奨



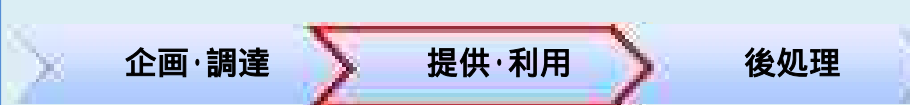
段階	算定対象範囲に含むべき排出源
原材料調達	商品本体を構成する原材料の製造・輸送に係るエネルギー
生産	商品本体の製造に係るエネルギー
使用・維持管理	使用・維持管理に係るエネルギー (推奨)

-2型会議・イベント



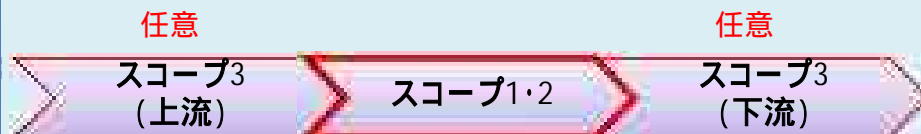
段階	算定対象範囲に含むべき排出源
開催/参加	開催会場で使用するエネルギー
	開催主体・開催事務局の移動に係るエネルギー
	参加者の移動に係るエネルギー

-1型サービス



段階	算定対象範囲に含むべき排出源
提供/利用	サービスの提供・利用に係るエネルギー


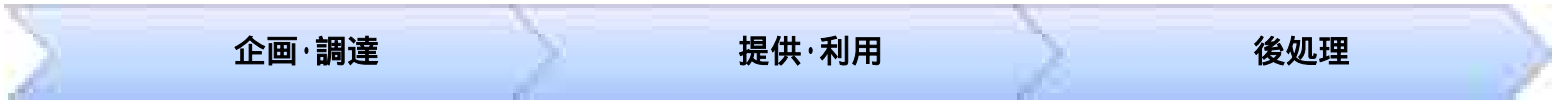
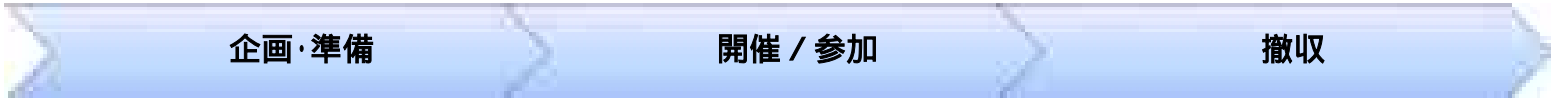
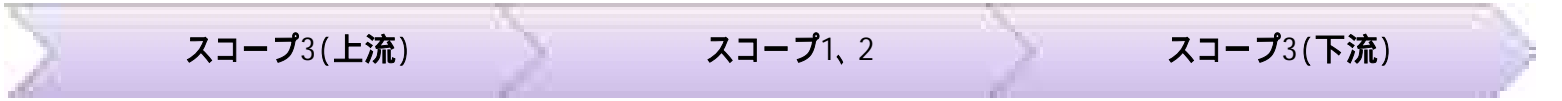
-3型自己活動→カーボン・ニュートラル認証へ



カーボン・ニュートラル認証として再整理

【2.3.8】 認証対象活動ごとの算定対象範囲の考え方

✓算定対象範囲はなるべく広く取ることが望ましいという考え方を踏まえ、算定対象範囲を整理する。

-1型商品	 <p>原材料調達 生産 流通 使用・維持管理 廃棄・再利用</p>
-1型サービス	 <p>企画・調達 提供・利用 後処理</p> <p>サービスのライフサイクルにおける「提供・利用」とは原則としてサービス(役務)の提供・利用開始から終了を指すこととする。</p>
-2型会議・イベント	 <p>企画・準備 開催/参加 撤収</p> <p>会議・イベントのライフサイクルにおける「開催」とは原則として開催会場における開場前の受付開始から会議・イベントの閉会(開催終了)を指すこととする。</p>
-3型自己活動	 <p>スコープ3(上流) スコープ1、2 スコープ3(下流)</p> <p>申請者の活動に係る直接的な温室効果ガス排出量(スコープ1排出量) エネルギー起源の間接的な温室効果ガス排出量(スコープ2排出量) その他の間接的な温室効果ガス排出量(スコープ3排出量)</p>

【2.3.8】 -1型 商品における算定対象範囲の設定

✓「**原材料調達**」及び「**生産**」段階に係る排出源を算定対象範囲に含める。なお、**商品本体を構成する原材料の製造・輸送に係るエネルギー及び商品本体の製造に係るエネルギーを必ず算定対象範囲に含める。**

✓「**使用・維持管理**」段階においてエネルギーを使用する商品については当該エネルギー使用に係る排出源を算定対象範囲に含めることを推奨する。

✓商品のライフサイクルを網羅的に算定する方法としては、既存のLCAデータベース等を基にした算定ソフトを使用する方法やカーボンフットプリントコミュニケーションプログラム(CFP)における算定方法等があるので、これらの方法に基づいてもよい。

原材料調達	生産	流通	使用・維持管理	廃棄・再利用
(必須)	(必須)	(任意)	(推奨)	(任意)
<ul style="list-style-type: none"> ●商品本体を構成する原材料の製造・輸送に係るエネルギー ●付属品の原材料の製造・輸送に係るエネルギー ●付属品の製造・輸送に係るエネルギー ●廃棄物等の輸送・処理に係るエネルギー ●副資材の製造・輸送に係るエネルギー ●その他の排出源(水など) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●商品本体の製造に係るエネルギー ●付属品の本体への付与に係るエネルギー ●副資材の製造・輸送に係るエネルギー ●その他の排出源(水など) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●商品の輸送・保管に係るエネルギー ●副資材の製造・輸送に係るエネルギー ●その他の排出源(水など) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●使用・維持管理に係るエネルギー ●副資材の製造・輸送に係るエネルギー ●その他の排出源(水など) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の輸送に係るエネルギー ●廃棄物の処理に係るエネルギー ●その他の排出源(水など) <p style="text-align: right;">など</p>

[2.3.8] -1型 サービスにおける算定対象範囲の設定

✓サービスのライフサイクルのうち「サービスの提供・利用」に係る排出源を算定対象範囲に含むこととする。うち、サービスの提供・利用に係るエネルギーについては必ず算定対象範囲に含める。

企画・調達	提供・利用	後処理
(任意)	(必須)	(任意)
<ul style="list-style-type: none"> ●企画を行う事業所等で使用するエネルギー ●企画・調達に関係する人や物(資材等)の移動に係るエネルギー ●廃棄物等の輸送・処理に係るエネルギー ●その他の排出源(水・紙・文具など) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●提供・利用に係るエネルギー ●廃棄物等の輸送・処理に係るエネルギー ●その他の排出源(水・紙・文具など) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の輸送に係るエネルギー ●廃棄物の処理に係るエネルギー ●その他の排出源(水など) <p style="text-align: right;">など</p>

【2.3.8】 -2型 会議・イベントにおける算定対象範囲の設定

✓「会議・イベントの手引き」の考え方を踏まえ、イベントのライフサイクルのうち、「開催 / 参加」に係る排出源を算定対象範囲に含める。うち、開催会場で使用するエネルギー、開催主体・開催事務局の移動に係るエネルギー及び特定参加者の移動に係るエネルギーを必ず算定対象範囲に含める。

✓参加者の移動については、「特定参加者」(特定可能であり、且つ当該参加者がいなければ会議・イベントが成立しない参加者)を優先的に算定対象範囲に含めることとする。
(例:会議の委員(オブザーバーは優先度低)、市民マラソン大会の市民ランナー(沿道の応援者は優先度低))(参考 参照)

企画・準備	開催 / 参加	撤収
(任意)	(必須)	(任意)
<ul style="list-style-type: none"> ●企画を行う事業所等で使用するエネルギー ●企画・調達に関する人や物(資材・装置等)の移動(搬入)に係るエネルギー ●廃棄物等の輸送・処理に係るエネルギー ●その他の排出源(水・紙・文具など) <p style="text-align: right;">など</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●開催会場で使用するエネルギー ●開催主体・開催事務局の移動に係るエネルギー ●特定参加者の移動に係るエネルギー </div> <ul style="list-style-type: none"> ●開催 / 参加に関する物(資材・装置等)の移動(搬入・排出)に係るエネルギー ●開催 / 参加に関する人の宿泊に係るエネルギー ●廃棄物等の輸送・処理に係るエネルギー ●その他の排出源(水・紙・文具など) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●撤収に関係する人や物(資材・装置等)の移動(搬出)に係るエネルギー ●廃棄物の輸送に係るエネルギー ●廃棄物の処理に係るエネルギー ●その他の排出源(水など) <p style="text-align: right;">など</p>

【2.1、2.3.3、2.3.8】 -3型 自己活動における算定対象範囲の設定

✓ -3型自己活動オフセットにおける算定対象範囲の明確化をすると、現行のカーボン・ニュートラル認証と算定対象範囲の差異がなくなり、両者の違いはISO準拠かどうかという点に限られること、組織における算定に対する社会の要求水準の高さから、現行の -3型自己活動オフセットについては、カーボン・ニュートラル認証として再整理する。

✓「組織の活動に係るオフセット以外の -3自己活動オフセット認証については算定対象範囲の観点から -1型もしくは -2型として再整理する。

例)

CSR報告書: -1型 商品

学校の授業: -2型 イベント

カーボン・ニュートラル認証		<ul style="list-style-type: none"> ● ISO準拠の算定 ● 削減努力の定量化 ● 算定排出量100%埋め合わせ
↑ 再整理		
-3型 自己活動オフセット		<ul style="list-style-type: none"> ● 非ISO準拠の算定 ● 削減努力は定性的 ● 算定排出量100%埋め合わせ

【別紙A2.2】 データの精度確保

現状

✓ 現行の認証基準では、固体燃料使用量が100t以上の場合、固体燃料の燃焼に由来するCH₄、N₂O排出量の算定に用いる係数(単位発熱量及び排出係数)は、供給値又は実測値を使用しなければならないこととなっている。

(参考: 認証基準 表15 モニタリングにおける自己精度レベルの区分(P39)、 表16 活動の種類、活動量ごとの要求精度レベル(P40))

✓ 温対法(算定・報告・公表制度)では、固体燃料の燃焼に係る当該ガスの算定における係数は、デフォルト値を使用することが認められている。

✓ J-クレジット制度では、薪燃焼に係る係数は、デフォルト値を使用することが認められている。

(参考) 薪燃焼由来の排出ガス算定に使用する係数について

	第三者認証基準	温対法	J-クレジット
算定に使用する係数	供給会社による提供値 又は 事業者による実測値 活動量が100t未満の場合は デフォルト値使用可	デフォルト値 又は 実測値等	デフォルト値



修正案

他制度との整合という観点から、薪燃焼由来のCH₄やN₂Oの単位発熱量及び排出係数については、デフォルト値の使用も可能とする。